

申請No. _____

申請者⇒営農C⇒営農企画課⇒担い手SC

【No.は営農企画課が記入】

親元就農支援事業 申請書

平成●●年●●月●●日

香川県農業協同組合

代表理事理事長 遠城 昌宏 様

住 所 _____

申請者名 _____ (印)

電話番号 () _____

「平成●●年度親元就農支援事業募集要項」に基づき、下記のとおり申請をします。

記

1 申請者について(申請者は、親元就農者を受け入れ、指導している方となります)

◇ 資 格 JA 組合員・JA 准組合員・その他 (該当するものに○)

◇ 分 類 (該当するものに○)

区分	
認定農業者	
認定新規就農者	

◇ 作 目 _____

◇ 面 積 _____ a

◇ 申請状況 新規・2回目・3回目 (該当するものに○)

2 親元就農者作業内容

(1) 親元就農者

◇ 就農者の氏名・年齢 _____ (満 歳)

※ 助成対象期間の期初時点の満年齢

※ 助成対象の親元就農者は助成対象期間の期初時点で原則 45 歳未満の者

(裏面に続く)

平成 年 月 日

香川県農業協同組合
代表理事理事長 遠城 昌宏 様

[申請者] 住 所 :
氏 名 : ⑩
(生年月日 : 年 月 日 : 歳)

誓 約 書

私は、親元就農支援事業実施要領の内容を承諾するとともに、規定を遵守し、親元就農者の技術向上等、育成を誓約します。

なお、同要領の規定（裏面に抜粋）により、申請内容に虚偽等があった場合には当該支援助成金の交付を中止するか、交付された助成金を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた助成金の全部もしくは一部を速やかに一括返還することを誓約します。

親元就農支援事業実施要領(抜粋)

第1条～第2条(略)

(親元就農支援給付基準等)

第3条

1 助成対象費用

事業対象者が助成対象期間中に支出する運営費用のうち、次に掲げるものを助成対象とする。

- (1) 親元就農者の雇用にかかる人件費
- (2) 親元就農者の研修費
- (3) 親元就農に関するその他の費用

2 助成総額

本事業の助成総額は1,350万円とする。ただし、親元就農者を雇用する1事業体あたり最大30万円の助成とし、1事業体最長3年間の助成とする。

3 事業対象者

事業対象者は以下の要件を満たすものとし、各年度原則5事業体を上限とする。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者であること
- (2) 県内に居住および農業経営を行い、確定申告を行っている事業主
- (3) 家族経営協定を締結していること
- (4) 下記の条件を満たす者を雇用していること
 - a 事業主と2親等内の直系卑属であり、事業承継または独立就農を目指し、県内にて農業を続けていく強い意思のある者
 - b 事業主の事業専従者または雇用者となり、年間農業従事日数が150日以上となる見込みのある者
 - c 実質経営主体でない者
 - d 申請日における親元就農者の年齢が原則45歳未満である者
 - e 「農業次世代人材投資事業(青年等就農給付金含む)」による投資を受けていない者
 - f JA香川県のインターン修了生でない者

4 助成対象期間

助成金の交付については、原則として1月1日から12月31日までを1年度として計算し、毎年度、事業対象者からの申請を受けて助成金を交付する。

(助成手続き)

第4条 事業対象者は、「親元就農支援事業 申請書」(様式1-1)、「誓約書」(様式1-2)、「履歴書(親元就農者用)」(様式1-3)

(様式1-1～1-3について以下、申請書類という)を作成し、必要書類を添付のうえJAあて申請する。

- 2 JAは、申請書類および面接により審査を行い、結果について「親元就農支援事業 審査結果通知書」(様式3-1または様式3-2)により事業申請者あて通知する。
- 3 申請が承認となった事業対象者は、「親元就農支援事業 助成申請書」(様式4-1)、「親元就農支援事業 年間報告書」(様式4-2)(様式4-1、4-2について以下、助成申請書類という)を作成し、JAあて申請する。
- 4 JAは助成申請書類の内容を確認し、事業対象者に助成金を交付する。

第5条(略)

(助成金の返還に関する事項)

第6条 JAは事業対象者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、助成金の支払いを中止するか、または既に支払った助成金の全部もしくは一部の返還を請求することができる。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載をしたとき
- (2) 不正の事実や要領等に違反する事実があることが確認されたとき
- (3) 第5条に定める所定の報告を怠ったとき

(中止)

第7条 助成期間中に事業承継等を行った場合には助成は中止とする。その他、事業主変更等の場合については、別途対応を協議することとする。

第8条～第10条(略)

(反社会的勢力の排除)

第11条 JAは、助成金奨学金の交付を受けようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当する場合は、助成金の交付を行わない。また、助成金受給者を暴力団等反社会的勢力に該当すると判断した場合は、助成金の交付を中止する。

第12条～第13条(略)

以上

履 歴 書（親元就農者用）

1. 氏名等

(ふりがな)				写真	
住 所	〒□□□□-□□□□				
電話番号					
(ふりがな)	生年月日			年齢	性別
氏 名	印	年	月	日	歳
					1. 男 2. 女

2. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

3. 農業経営に関する将来の夢、目標

--

個人情報の取り扱いについて（個人情報取扱同意書）

以下の個人情報の取り扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報取扱同意書」欄に署名をしてください。

親元就農支援にかかる個人情報の取り扱いについて

J A 香川県は、親元就農支援事業の受給者の募集・運営に際して得た個人情報については、J A 香川県の個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき適切に管理し、親元就農支援事業の運営のほか同意者に対する J A 香川県のサービスの提供のために利用します。

私は、上記の「親元就農支援事業にかかる個人情報の取り扱いについて」に記載された内容について同意します。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

香川県農業協同組合 御中

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私は、次の①のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本事業にかかる助成金の支払いが中止され、または、既に受け取った助成金の全部もしくは一部を請求されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

- ① 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- a 暴力的な要求行為
 - b 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴組合の信用を毀損し、または貴組合の業務を妨害する行為
 - e その他前各号に準ずる行為

以上

反社会的勢力ではないことについて表明・確約いたします。

平成 年 月 日

署名 _____ (印)

署名 _____ (印)